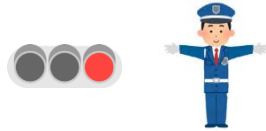


本免学科試験対策問題①

- 1 後部座席で大人が幼児を抱いて乗車する場合はチャイルドシートを使用しなくても構わない。
- 2 妊娠している人もシートベルトを着用した方がよい。
- 3 睡眠作用のあるかぜ薬や頭痛薬などを服用したときは、運転しない方がよい。
- 4 交通法規を守っていれば、譲り合いや思いやりの精神は必要ない。
- 5 妊娠している人は、シートベルトは危ないので着用すべきではない。
- 6 運転中に携帯電話を通話のために使用することは禁止されているが、ハンズフリーであれば運転中でも使用することができる。
- 7 二輪車を運転する時は、他の車から見落とされないように、派手な服装や目立つ色の物を身に付けた方がよい。
- 8 短時間であれば、店先の道路上に商品を並べて売ることができる。
- 9 シートベルトは、体が動きやすいようにゆるく締めた方がよい。
- 10 12歳未満のこどもには、チャイルドシートを使用しなければならない。
- 11 二輪車を運転するときに、目立つ色の服装は周りの運転者の気が散ってしまうので、暗い色の服を着た方がよい。
- 12 自動車に乗る時は、運転者以外はシートベルトを着用しなくてもよい。
- 13 自動車を運転するときのシートの前後の位置は、マニュアル車の場合、クラッチペダルをいっぱい踏み込んだ時にひざが伸び切った状態に合わせるとよい。
- 14 赤色の灯火の点滅信号の場合、車や路面電車は一時停止をしなければならない。
- 15 警察官が両腕を水平に上げているときは、その身体の正面に対面する交通については、信号機の青色と同じ意味である。

16 これらの信号は、正面から見た場合、同じ意味である。



17 信号機の色と警察官の手信号が異なったが、信号機の信号に従った。

18 このような警察官の灯火による手信号の場合、警察官の正面に平行する交通は信号機の黄色の灯火と同じ意味である。

19 黄色の灯火の信号が点滅していたら、一時停止をしてから徐行して通行しなければならない。

20 信号が黄色の灯火になったとき、安全に停止できなかったのがそのまま進んだ。

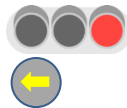


赤の灯火の点滅

21 右の信号の場合、車や路面電車は他の交通に注意して進むことができます。



22 この場合、車は矢印の方向に進むことができる。



23 これらの手信号は、正面から見たとき二つとも同じ意味である。



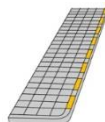
24 夏に二輪車に乗る時は、肌の露出を多くした方が疲れにくく安全である。

25 チャイルドシートはできるだけ後部座席に取り付けるようにする。

26 この標識は、「通学路に伴う横断歩道に注意」を表すものである。



27 この標示のあるところでは、駐車のみが禁止されている。



28 この標識のあるところでは、原動機付自転車や軽車両も進入することができない。



29 この標識があるとき、いったんカーブ前で速度を落とせば、加速して走行してもよい。



30 この標識がある道路は、歩行者専用道路であるので、車両（認められた車は除く）は通行することができない。



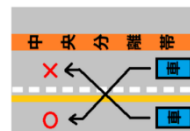
3 1 この標識があるところでは、原動機付自転車や軽車両は通行することができる。



3 2 この標識は「その他の危険」を示すもので、運転者は運転上注意を要する箇所があることを念頭において、注意深く運転した方が良い。



3 3 右の図の標示は、破線側からは車線変更することができるが、黄の実線側からは車線変更ができないことを意味している。



3 4 この標示は、車が停止することができない部分であることを示している。



3 5 この標識は、指定方向外進行禁止を示す標識である。



3 6 この標識があるところでは、大型自動二輪車や普通自動二輪車の二人乗りができる。



3 7 車両の通行を禁止する標識は、規制標識である。

3 8 黄色の中央線は、規制標示であり、特定の交通方法を禁止・指定するものである。

3 9 この標示があるときは、前方に横断歩道・自転車横断帯があるので、加速したり追い越しを始めてはいけない。



4 0 この標識は、普通乗用自動車のみが通行することができる。



4 1 この標示があるところでは、指定に従って右折しなければならない。



4 2 これは、解除を示す標識である。



4 3 この標示がある方と交差する前方の道路の方が優先道路である。



4 4 交差点で警察官が両腕を垂直に上げているとき、この警察官が身体の正面に平行する自動車には、黄色の灯火と同じ意味を示している。

4 5 この標識は、近くに動物園があることを示している。



4 6 この標示は、この先に交差点があるという意味である。



4 7 この標識は、「前方に行き止まりがある」という意味である。



4 8 この標識は、「滑りやすいので注意が必要である」という意味である。



4 9 この標識は、交通規制の「始まり」を意味しています。



5 0 車両通行帯とは、右の図の標示である。



5 1 右の標識のある道路では、歩行者と原動機付自転車は通行することができる。



5 2 右の標識のある道路では、車と路面電車は時速 50km を超えて運転してはいけない。



5 3 この標識がある場所では、路肩が崩れやすくなっているため、路肩から少し離れて走行しなければならない。



5 4 この標識は、最低速度を示すものである。



5 5 この標識は、横断歩道であることを示している。



5 6 車両通行帯が黄の線で区画されている場合は、その線をこえて進路を変更してはいけない。

5 7 この標示は、「自転車専用通行帯」を示している。



5 8 駐車場から出るとき、誘導員が行くように指示をしていたので、歩道を一時停止せずにそのまま横切った。

5 9 エンジンを切った二輪車をまたがって坂を下るときは、歩道や路側帯を通行することができる。

6 0 二輪車が故障したが、修理工場が近かったので、エンジンをかけたまま歩道を押して歩いた。

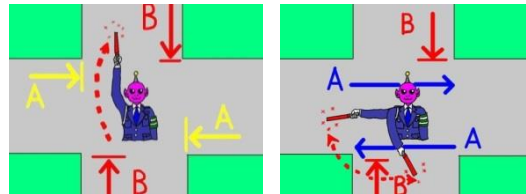
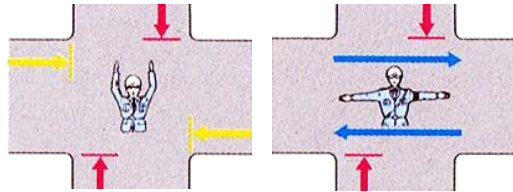
6 1 同一方向に二つの車両通行帯のあるところでは、速度の速い車が右側を速度の遅い車が左側の車両通行帯を通行する。

- 62 エンジンをかけている二輪車を押して歩く時は、歩行者として扱われるので、歩道や路側帯を通行することができる。
- 63 危険防止や道路工事などの場合は、軌道敷内を通行することができる。
- 64 交通が混雑している場合は、横断歩道上で停止しても良い。
- 65 通学・通園バスは、路線バス等に含まれる。
- 66 バス専用通行帯において、小型特殊自動車、原動機付自転車、軽車両以外の自動車でも、工事や右左折などやむを得ない場合はその通行帯を通行することができる。
- 67 路線バス等優先通行帯を走行中に通園バスが近づいてきたが、路線バスではないのでそのまま優先通行帯を通行し続けた。
- 68 バス専用と表示されている道路でも、原動機付自転車や小型特殊自動車は通行することができる。
- 69 この標示のある通行帯は、指定された車・小型特殊自動車・原動機付自転車・軽車両以外は通行することができない。
- 70 踏切内で、車が動かなくなってもセルモーターまでは使用しなくてもよい。
- 71 MT車（マニュアル車）で踏切を通過する際は、低速ギアのまま道路の中央寄りを一気に通過する。
- 72 踏切内で、自動車が動かなくなってしまう発煙筒を使用するときは、列車が見えてから点火するのがよい。
- 73 信号機のある踏切を通過する時でも、一時停止をして安全を確かめなければならない。
- 74 原動機付自転車が二段階右折をしなければならないのは、この標識のある交差点だけである。
- 75 交通整理が行われていない交差点で車両通行帯が3つ以上ある道路の場合、原動機付自転車は二段階右折をしなければならない。
- 76 交差点を右折する時は、交差点の中心の外側を徐行するとよい。
- 77 大型自動二輪車や普通自動二輪車は、車両通行帯が3つ以上あるところでは二段階右折をしなければならない。
- 78 見通しのよい踏切や、踏切警手のいる踏切では、一時停止は必要なく安全を確認するだけでよい。
- 79 原動機付自転車で二段階右折するときは、直進してから向きを変えるので、合図は出さなくてもよい。
- 80 踏切内を通過中、遮断機が降りてしまい踏切内で取り残されたときは、車で遮断機を押し出るとよい。
- 81 自動車が一方通行の道路から右折するときは、あらかじめできるだけ道路の右端に寄り、交差点の内側を徐行して通行しなければならない。
- 82 交通整理が行われていない道幅の同じくらいの道路では、路面電車と左方向の車の進行を妨げてはいけない。
- 83 自動車が曲がり角やカーブを通行するとき、内輪差によって後車輪が路肩にはみ出すことがある。
- 84 道幅が同じような交差点で右折する際に、対向車線の車が左折の合図を出していても、自分が先に交差点に入っていたので、先に右折した。
- 85 雨が降って路面が濡れているときは制動距離が長くなるが、重い荷物を積んでいるときは制動距離は短くなる。
- 86 一般道路における自動二輪車の最高速度は時速 60km である。
- 87 普通貨物自動車の一般道路における最高速度（標識等なし）は、時速 50km である。
- 88 時速 20km まで速度を落とせば、徐行したことになる。
- 89 この標識は、両耳の聴力が補聴器を用いても 10メートルの距離で 90 デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害者が、車の前と後ろの定められた位置につけなければならないものである。
- 90 歩道を横切るとき、歩行者がいなかったので一時停止しないでそのまま横切った。
- 91 安全地帯がなく、乗り降りする人がいない場合、停止中の路面電車との間に 1.5m の間隔があれば徐行して通過することができる。
- 92 横断歩道や自転車横断帯の手前で停止している車の側方を通過するときは、前方に出る前に必ず一時停止しなければならない。
- 93 白いつえを持った人が歩いていたので、一時停止か徐行をした。
- 94 危険防止でやむを得ない場合を除いて、このマークのついた車両に割り込みや幅寄せをしてはならない。
- 95 仮免許練習標識、高齢運転者標識、初心運転者標識、身体障がい者標識をつけている車両を追い越したり、その前方に無理に割り込んだりしてはならない。
- 96 この標識は、初心運転者や聴覚障がい者であることを理由に条件を付されている人が、普通自動車を運転するときに、車の前及び後ろの定められた位置につけなければならない。
- 97 白いつえを持った人が横断歩道を渡ろうとしていたので、一時停止をして道をゆずった。
- 98 こどもが一人で歩いているときは、必ず一時停止をしてこどもが安全に通行できるようにしなければならない。
- 99 これらの標識は、車の前面と後面の地上 0.4メートル以上、1.2メートル以下の見やすい位置につけなければならない。
- 100 歩行者のそばを通るとき、歩行者との間隔が十分であれば徐行する必要はない。



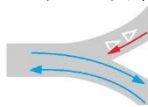
本免学科試験対策問題①（解答と解説）

- 1 × 学科教本 P11 チャイルドシートはどんな場合でも必ず使用しましょう。
- 2 ○ 学科教本 P16 妊娠中でもシートベルトを適切に着用することで事故の被害を軽減できます。
- 3 ○ 学科教本 P14 居眠り運転に繋がるので運転は控えましょう。
- 4 × 学科教本 P10 相手の立場に立ち、ゆずりあいと思いやりを心がけましょう。
- 5 × 学科教本 P16 妊娠中でもシートベルトを適切に着用することで事故の被害を軽減できます。
- 6 ○ 学科教本 P17 ハンズフリーとは携帯電話を手で持たずに通話ができる機械です。
- 7 ○ 学科教本 P15 二輪車は車体が小さいので見落とされやすいです。
- 8 × 学科教本 P18 交通の妨げになる物を置いたりすることは禁止されています。
- 9 × 学科教本 P16 ゆるく締めると適正に機能しないのでしっかりと締めましょう。
- 10 × 学科教本 P11 チャイルドシートの使用は6歳未満の幼児が対象です。
- 11 × 学科教本 P15 二輪車は車体が小さいので見落とされやすいので目立つ色が良いです。
- 12 × 学科教本 P16 全席シートベルトを着用しなければなりません。
- 13 × 学科教本 P18 ひざが伸び切った状態では操作しにくく疲れやすいので、わずかに曲がるくらい余裕がある状態に合わせた方が良いでしょう。
- 14 ○ 学科教本 P22 設問の通りです。
- 15 × 学科教本 P24 対面は赤色の灯火になります。右の図を参考にして下さい。
- 16 ○ 学科教本 P24 設問の通りです。
- 17 × 学科教本 P26 警察官が危険防止などのために信号機の信号と違った手信号をすることがありますが、この場合は手信号に従いましょう。
- 18 ○ 学科教本 P24 設問の通りです。右の図を参考にして下さい。
- 19 × 学科教本 P22 黄色の点滅信号は一時停止も徐行も必要なく、注意して進むことができます。
- 20 ○ 学科教本 P21 黄信号は原則止まれですが、停止位置が近く安全に停止することができない場合はそのまま進むことができます。
- 21 × 学科教本 P22 赤色の点滅信号は一時停止をしなければなりません。
- 22 × 学科教本 P22 黄色の矢印は路面電車が対象です。車は青色の矢印になります。
- 23 ○ 学科教本 P24 腕を下げている場合も対面しているときは赤信号になります。
- 24 × 学科教本 P15 転倒した場合に大ケガに繋がるので夏でも露出が少ない服装をしましょう。
- 25 ○ 学科教本 P11 助手席はエアバッグが作動した場合に危険です。
- 26 × 学科教本 P37・39 こどもが小学校などに通うための道路の区間を示しています。
- 27 ○ 学科教本 P41 設問の通りです。
- 28 ○ 学科教本 P31 問題の標識は「車両進入禁止」で一方通行の出口に設けられています。車両（自動車・原付・軽車両）の進入が禁止されています。
- 29 × 学科教本 P37 問題の標識は「つづら折れあり」でカーブが連続することを示していますので、加速はせず速度を落として走行しましょう。
- 30 ○ 学科教本 P34・56 設問の通りです。
- 31 × 学科教本 P31 問題の標識は「車両通行止め」で車両（自動車・原付・軽車両）の進入が禁止されています。
- 32 ○ 学科教本 P37 設問の通りです。
- 33 ○ 学科教本 P41・106 設問の通りです。
- 34 ○ 学科教本 P42・58 消防署などの前にある「停止禁止部分」と呼ばれるものです。
- 35 ○ 学科教本 P32・70 問題の標識だと直進と左折しかできない交差点を意味しています。

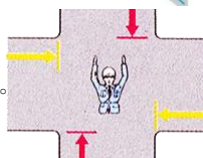


- 36 × 学科教本P32 二人乗りが禁止されていることを示しています。
- 37 ○ 学科教本P30 特定の交通方法を禁止したり、指定したりするものは規制標識です。
- 38 ○ 学科教本P31・41・114 特定の交通方法を禁止したり、指定したりするものは規制標識です。
- 39 ○ 学科教本P47 設問の通りです。
- 40 × 学科教本P34 高速道路（高速自動車国道・自動車専用道路）であることを示しており、大型貨物自動車や自動二輪車などの他の自動車も通行できます。

- 41 ○ 学科教本P44 設問の通りです。問題の標示は交差点の中心にある標示で右折の方法です。
- 42 × 学科教本P39 問題の標識は「区間内」を示しており、解除（終わり）は左矢印です。



- 43 ○ 学科教本P47 設問の通りです。右の図を参考にして下さい。
- 44 ○ 学科教本P24 設問の通りです。右の図を参考にして下さい。



- 45 × 学科教本P37 問題の標識は「動物が飛び出すおそれがあります」です。
- 46 × 学科教本P47 前方に横断歩道や自転車横断帯があることを示しています。
- 47 × 学科教本P37 問題の標識は「幅員減少」でこの先、道幅が狭くなることを示しています。

- 48 × 学科教本P37 問題の標識は「つづら折りあり」でカーブが連続することを示しています。ちなみに「すべりやすい」という標識は右の図になります。



- 49 × 学科教本P39 問題の標識は「一方通行」です。交通規制の「始まり」右の図の補助標識になります。



- 50 × 学科教本P42 問題の標示は「立ち入り禁止部分」で車両通行帯は車が走行する車線のことで。
- 51 × 学科教本P31 問題の標識は「車両通行止め」で車（自動車・原付・軽車両）が通行できないことを意味しています。歩行者は通行することができます。
- 52 ○ 学科教本P33 設問の通りです。
- 53 × 学科教本P37 問題の標識は「すべりやすい」という意味を示しています。

- 54 ○ 学科教本P33 設問の通りです。時速 30km に達しない速度で運転してはいけません。

- 55 ○ 学科教本P36 設問の通りです。

- 56 ○ 学科教本P41・106 設問の通りです。

- 57 × 学科教本P34・45 問題の標示は「自転車横断帯」です。自転車専用通行帯の標識は右の図になります。



- 58 × 学科教本P48 警察官がそのような指示をした場合にはその指示に従う必要がありますが、誘導員の場合には歩道の手前で一時停止する必要があります。

- 59 × 学科教本P50 エンジンを切って二輪車から降りないと歩道や路側帯を通行することはできません。
- 60 × 学科教本P50 例え、少しの時間でもエンジンを切って二輪車から降りないと歩道や路側帯を通行することはできません。

- 61 × 学科教本P53 右側の車線は追い越しなどのために空けて、原則左側の車両通行帯を通行しなければなりません。

- 62 × 学科教本P50 エンジンを切って二輪車から降りないと歩行者としては扱われません。

- 63 ○ 学科教本P57 軌道敷内（路面電車のレール上）は原則通行禁止ですが、右左折する場合や危険防止、道路工事などの場合は通行することができます。

- 64 × 学科教本P58 前方の交通が混雑しているため、踏切や横断歩道などで動きが取れなくなるおそれがあるときは、中には入らずに手前で停止しましょう。

- 65 ○ 学科教本P63 路線バス等優先通行帯の「路線バス等」には通学・通園バスも含まれています。

- 66 ○ 学科教本P62 設問の通りです。緊急自動車に進路をゆずる場合も同様です。

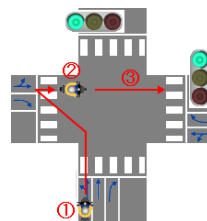
- 67 × 学科教本P63 路線バス等優先通行帯の「路線バス等」には通学・通園バスも含まれているので、すみやかに優先通行帯からでなければなりません。

- 68 ○ 学科教本P62 バス専用通行帯は原動機付自転車や小型特殊自動車、軽車両を通行することができます。

- 69 ○ 学科教本P62 設問の通りです。

- 70 × 学科教本P80 セルモーターとはエンジンを動かすためのモーターで、エンジンがかかる時には最初にセルモーターでエンジンが動き始めて、それからエンジンがかかる仕組みになっています。マニュアル車の場合、エンジンが故障してかからなくなった場合でもセルモーターだけで車を少しだけ移動させることができます。

- 7 1 ○ 学科教本 P 77 マニュアル車の場合、ギアをチェンジする時に操作ミスにより、エンジンが止まってしまう危険性があります。低速ギアとは、動き出す最初のギアになります。
- 7 2 × 学科教本 P 79 走行中の列車が急停止するには約 300～500m くらいかかります。そのため、見えてから点火しては間に合わない場合がありますので、すぐに点火しましょう。
- 7 3 × 学科教本 P 75 交通量の多い踏切などは便宜上、踏切に信号機が設置されていることがあります。その信号機が青信号の場合には一時停止しないで通過することができます。



- 7 4 × 学科教本 P 68 交通整理が行われており、車両通行帯が 3 つ以上ある道路の交差点も二段階右折しなければなりません。

- 7 5 × 学科教本 P 68 車両通行帯が 3 つ以上あっても、交通整理が行われていない（信号機がない）交差点は二段階右折ではなく小回り右折になります。

- 7 6 × 学科教本 P 67 「外側」ではなく「内側」です。交差点の外側は対向車が来るので危険です。

- 7 7 × 学科教本 P 68 二段階右折は原動機付自転車の右折方法になります。

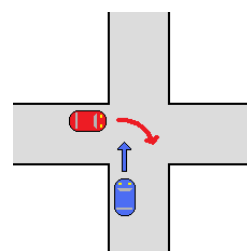
- 7 8 × 学科教本 P 75 踏切に信号機がある場合は、青信号に従って一時停止しなくてよいですが、それ以外は一時停止しなければなりません。

- 7 9 × 学科教本 P 68 交差点の 30m 手前で右折の合図をしなければなりません。

- 8 0 ○ 学科教本 P 76 設問の通りです。

- 8 1 ○ 学科教本 P 67 設問の通りです。

- 8 2 ○ 学科教本 P 73 設問の通りです。交通整理が行われていない（信号機のない）道幅の同じような道路の交差点では、右方、左方に関係なく路面電車の進行を妨げてはいけません。



- 8 3 ○ 学科教本 P 72 設問の通りです。

- 8 4 × 学科教本 P 69 右折しようとする場合は、自分の車が先に交差点に入っても、直進や左折をする車を妨げてはいけません。

- 8 5 × 学科教本 P 84 重い荷物を積んでいるときも制動距離が長くなります。

- 8 6 ○ 学科教本 P 83 法定速度（標識などで指定されていない道路）は原動機付自転車が時速 30km、原動機付自転車以外は全て時速 60km です。

- 8 7 × 学科教本 P 83 法定速度（標識などで指定されていない道路）は原動機付自転車が時速 30km、原動機付自転車以外は全て時速 60km です。

- 8 8 × 学科教本 P 87 徐行は、車がすぐに停止できるような速度で、時速 10km 以下の速度とされています。

- 8 9 ○ 学科教本 P 97 設問の通りです。

- 9 0 × 学科教本 P 56 歩行者がいなくても必ず一時停止をしなければなりません。

- 9 1 ○ 学科教本 P 93 設問の通りです。

- 9 2 ○ 学科教本 P 94 設問の通りです。

- 9 3 ○ 学科教本 P 96 白か黄のつえを持った人は目の不自由な方です。一時停止か徐行をしましょう。また、こどもや車いす、盲導犬を連れた人、高齢者の場合も同様です。

- 9 4 ○ 学科教本 P 97 設問の通りです。問題のマークは「身体障がい者標識」になります。

- 9 5 × 学科教本 P 97 幅寄せや割り込みは禁止されていますが、追い越しまでは禁止されていません。

- 9 6 ○ 学科教本 P 97 設問の通りです。定められた位置とは地上 0.4m 以上、1.2m 以下の見やすいところになります。

- 9 7 ○ 学科教本 P 96 設問の通りです。

- 9 8 × 学科教本 P 96 一時停止か徐行でどちらかでもよいです。必ず一時停止ではありません。

- 9 9 ○ 学科教本 P 97 設問の通りです。

- 1 0 0 ○ 学科教本 P 92 設問の通りです。歩行者のそばを通るときは、安全な間隔をあけるのが基本で、間隔をあけることができないときは徐行になります。安全な間隔をあけることができるときは徐行する必要はありません。